大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

- 第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。
 - (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第3条の2から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41及び第3条の42並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項
 - (2) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第4条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39
- (3) 指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型 通所介護をいう。以下同じ。) (指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に

規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を除く。) 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39及び第12条

- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第 38 条から第 40 条の 10 まで、第 40 条の 11 第 1 項から第 4 項まで、第 40 条の 12 から第 40 条の 14 まで及び第 40 条の 15 第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 40 条の 16 において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 8 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 14 から第 3 条の 16 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 39、第 24 条(第 3 項第 2 号を除く。)、第 25 条及び第 30 条から第 35 条まで
- (5) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第41条から第47条まで、第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模 多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第62条から第84条ま で、第86条及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、 第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、 第30条、第33条及び34条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)附則第2条
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2及び第84条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス基準第 109 条第1項に 規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サー ビス基準第 109 条から第 114 条まで、第 116 条から第 127 条まで及び第 128 条第1項並びに 指定地域密着型サービス基準第 129 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条 の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条 の 38、第 3 条の 39、第 28 条第 1 項、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び

第80条

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービス基準第 130 条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。)(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第 158 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に係るものを除く。) 指定地域密着型サービス基準第 130 条、第 131 条、第 132 条(第 1 項第 1 号イを除く。)、第 133 条から第 155 条まで及び第 156 条第 1 項並びに附則第 14 条から第 16 条まで並びに指定地域密着型サービス基準第 157 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3条の 7、第 3条の 8、第 3条の 10、第 3条の 11、第 3条の 20、第 3条の 26、第 3条の 32、第 3条の 34、第 3条の 36、第 3条の 39、第 28 条第 1 項、第 32 条及び第 34 条第 1 項から第 4 項まで並びに平成 27 年改正省令附則第 4条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第 131 条第 13 項
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。) 指定地域密着型サービス基準第131条及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに平成27年改正省令附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改定第3条の規定による改正前の指定地域密着型サービス基準第131条第13項
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第170条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準 用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで及び第86条

(管理者の責務)

- 第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
 - (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の27まで、第3条の28第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41第2項及び第3条の42
- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第9条から第12条まで、第13条 第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第

- 18 条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20 まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39
- (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第 40 条の5から第 40 条の10 まで、第 40 条の12 から第 40 条の14 まで、第 40 条の15 第 1 項及び第 40 条の16
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域 密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第84条まで、第86条及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第30条、第33条及び第34条
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2及び第84条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第 113 条、第 114 条、第 116 条から第 127 条まで及び第 128 条第 1 項並びに指定地域密着型サービス基準第 129 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。) 指定地域密着型サービス基準第 133 条から第 155 条まで及び第 156 条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第 157 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3条の 7、第 3条の 8、第 3条の 10、第 3条の 11、第 3条の 20、第 3条の 26、第 3条の 32、第 3条の 34、第 3条の 36、第 3条の 39、第 32条及び第 34条第 1 項から 第 4 項まで
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。) 指定地域密着型サービス基準第 161 条から第 168 条まで並びに指定地域密着型サービス基準第 169 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第 32条、第 34条第1項から第4項まで、第 133条から第 135条まで、第 138条、第 141条、第 143条から第 147条まで、第 151条から第 155

条まで及び第156条第1項

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第176条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定看護小規模多機能型居宅介護基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで及び第86条

(記録の整備)

- 第7条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に 応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、 当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項 各号に掲げる記録
 - (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第17条第2項各号に掲げる記録
 - (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の15第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第 60 条第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 87 条第2項各号に掲げる 記録
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第 107 条第 2 項各号に掲げる記録
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第 128 条第 2 項各 号に掲げる記録
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。) 指定地域密着型サービス基準第 156 条第 2 項各号に掲げる記録
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。) 指定地域密着型サービス基準第169条において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第156条第2項各号に掲げる記録
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第 181 条第2項各号に 掲げる記録

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員)

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。) の1の居室の定員は、4人以下とする。

(区域外の事業所に係る基準等の特例)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本 市の区域の外にある場合にあっては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第4項第 1号の条例で定める者、法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに 同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、当該事業所の所 在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型サービス基準等の改正に伴う経過措置)

- 第 10 条 指定地域密着型サービス基準(指定地域密着型サービス基準を改正する省令を含む。) の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型サービスの事業 が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。 (施行の細目)
- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。